

# 下水道排水設備指定工事店（申請・継続）確認審査票

令和 年 月 日  
 ≪令和 年 月 日受付≫

申請者 商 号 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

営業所所在地 \_\_\_\_\_

下水道排水設備指定工事店規則第3条の指定要件に適合し、確認したうえで申請又は継続いたします。

確 認 審 査 項 目	申請者	上下水道課
	確認欄	確認欄
<b>指定申請書(様式第1号)</b>		
・申請者の記名押印等がされていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>添付書類</b>		
◆個人…………… 住民票又は住民票記載事項証明書 身分証明書(市・町発行のもの)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
◆法人…………… 代表者の住民票又は住民票記載事項証明書及び経歴書 商業登記事項証明書及び定款の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
●様式第1号-2… 営業所の平面図 営業所の写真 付近見取り図	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
●様式第2号… 専属責任技術者名簿 ・責任技術者証の写し ・専属を確認できる書類(いずれか1つ) ①組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証(雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く)の写し ②雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し ③従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
■工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◎誓約書…………… 下水道排水設備指定工事店規則第3条第1項第4号のア～カまでのいずれにも該当無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◎指定工事店証 申請 …… 他市町にて既に認定になっている場合は他市町の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
継続 …… 指定工事店証の返納( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
≪備考欄≫		

※確認は赤色 ◻ を記入してください。

(指定工事店の指定)

第3条 条例第7条で規定する排水設備工事を施行することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、町長はこれを指定工事店として指定するものとする。

- (1) 責任技術者が1名以上専属していること
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること
- (3) 栃木県内に営業所があること
- (4) 次のアからカまでのいずれにも該当しないこと

ア 工事業者（法人にあつては代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

イ 工事業者（法人にあつては代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

ウ 工事業者（法人にあつては代表者）が責任技術者として下水道法により懲役、罰金の処分又は条例第35条により過料の処分を受けてから2年を経過していない場合

エ 指定工事店が指定取消しから2年を経過していない場合

オ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

カ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第4号エの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号エに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。